

平成二十六年六月二十七日受領
答弁第二四八号

内閣衆質一八六第二四八号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員長妻昭君提出原発事故における、いわゆる吉田調書の公開に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員長妻昭君提出原発事故における、いわゆる吉田調書の公開に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねの「衆参の委員会理事会でも閲覧させないとされている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会から東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会に対し、吉田昌郎氏からのヒアリング結果（以下「ヒアリング結果」という。）の提出について依頼がなされた際、同氏から、記憶の混同等による事実誤認が含まれる可能性があるため、内容の全てがあたかも事実であったとの誤解を招くこと等が危惧され、第三者に向けて公表されることは望まない旨の意思が明確に示されていたこと等から、ヒアリング結果は公開しないこととしているものである。

二について

ヒアリング結果は、原子力発電所事故に関するものであり、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する要件を満たさないため、特定秘密に指定されることはない。

三について

お尋ねの「提供」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力規制委員会の職員等について

は、事故原因究明等の観点から業務上の必要性が認められる場合には、ヒアリング結果を閲覧することが可能である。